

■編集者・執筆者一覧

【編集代表】

荒井 俊行 [弁護士]

【編集委員】

平林 明美 [株式会社日本看護協会出版会
損害保険部長]

【執筆者】(五十音順)

荒井 俊行 [編集代表]
井上 智子 [東京医科歯科大学大学院
保健衛生学研究科教授]
岩井 郁子 [聖路加看護大学名誉教授]
奥村 佳生 [弁護士]
川合 政志 [島根県看護協会副会長]

小池 良輔 [弁護士]
高瀬 浩造 [東京医科歯科大学大学院
医歴学総合研究科教授]
谷 直樹 [弁護士]
坂野 維子 [弁護士]
平林 明美 [編集委員]
山田 雅子 [聖路加看護大学教授]

第3章 看護記録

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
●改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

組見本
(B5判縮小)

第2 リスク管理



看護記録の開示を求められたときの対応は

当院に入院中の患者に医療事故があり、患者の家族から看護記録の開示を求められています。開示しなければならないのでしょうか。また、開示に関して生じる問題点を教えてください。



A 患者は、個人情報保護法に基づき自己に関する看護記録の開示を求めることがあります。家族からの開示請求に対しても、一定の要件のもと応じる必要があります。個人情報保護法及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成12年医政発1224001・薬食発1224002・老発1224002)(以下「厚生労働省ガイドライン」といいます。)と診療

看護記録の位置付け

看護記録とは、看護実践程を記録したものといいます。看護記録および診療情報に関する指針2-2、「看護業務の基準8」、医療法施行規則改正により医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成12年医政発1224001・薬食発1224002・老発1224002)(以下「厚生労働省ガイドライン」といいます。)と診療

護記録を備え置けば足りることとされていますが、当該経過措置期間の終了に伴い、過去2年分の看護記録の備置きが義務付けられています。

開示に応じる義務

看護記録は、前記のとおり医療機関における看護業務の内容の記録ですが、医療訴訟においては看護記録が重要な証拠となることも多いため、医療事故が発生したり、その他医療機関と患者との間でトラブルが生じたりした場合に、患者が、自己の看護記録の開示を医療機関に対して求めることができます。

機関が開示や内容の訂正等を行う権限を有するものをいい、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの、及び6ヶ月以内に消去されることとなるものは除かれます。「個人データ」については、後掲設問「患者の個人情報の第三者提供の制限は」の解説を参照してください。

医療機関は、開示請求の書式、開示請求の受付先、本人確認の方法等、開示に関する手続について定めることができます(個人情報法29①②、個人情報令7、厚生労働省ガイドラインⅢ-9)が、開示請求者にとって過重な負担を課するものとならないように配慮しなくてはなりません(個人情報法29④)。

なお、以上は民間の医療機関についてであり、独立行政法人国立病院機構が運営する病院や国立大学法人の附属

「独立行政法人等の保有する

第3章 看護記録

においては、個人情報保護法上の義務を負わない医療機関に対しても、当該ガイドラインを遵守する努力が求められていますので、前記の各医療機関もこれを尊重しなくてはなりません(厚生労働省ガイドラインⅢ-3)。

家族等本人以外の者が開示請求した場合

患者本人が、当該患者自身に対する開示請求した場合は、前記のとおりです。では、入院中で自由な活動ができるない患者に代わり、家族が開示請求を行ったケースはどうでしょうか。

「保有個人データ」の開示請求は、本人のほか、本人から委託を受けた代理人も行うことができます(個人情報法29③)。

医療機関は、委任状の提示等開示の求めをする者が代理人であることを確認する方法を定めることができます(個人情報法7三・8二、診療情報の提供等に関する指針7(3))(ただしそのためは、開示請求者に過重な負担を課すものとなつてはなりません(個人情報法29①))。

な患者からの情報提供の請求、医療機関の対応に関して、特に診療情報の提供等に関する

第4章 看護事故と法的責任

Q 不明瞭な指示書の読み間違いによる事故の責任は

看護師が医師の不明瞭な指示書を読み間違い、事故が起きた場合、看護師は責任を負うのでしょうか。



A 看護師は、不明瞭な指示書については、医師に確認する義務があります。例えば、日本看護協会の「静脈注射の実施に関する指針」は、医師の指示を受ける際の確認事項として、「記載が不明瞭な場合や内容が不明確な場合は、指示を出した医師へ問い合わせる」と明記されています。

したがって、結局いつでも、本人以外の者が開示請求を行った場合には、本人へアドバイスします。

看護職の役割・裁量の拡大により
増大する法的リスクを回避するために!

看護業務をめぐる法律相談

編集 看護法務研究会

【代表】荒井 俊行 [弁護士]

編集
看護法務研究会

看護業務
をめぐる
法律相談

全

新日本法規

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,146頁
定価8,800円(本体8,000円) 送料730円

●加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

f 公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章

権限と責務

- 「診療の補助」と理学療法士・作業療法士の業務との関係は
- 「診療の補助」と臨床工学技士の業務との関係は
- 「診療の補助」と薬剤師の業務との関係は
- 4 臨時応急の手当
- 「臨時応急の手当」とは
- 第2 個別事例の判断基準
- 1 注射
- 看護師等は静脈注射を行うことができるか
- 看護職は皮内・皮下注射を行うことができるか
- 看護職は予防注射を行うことができるか
- 看護職は動脈注射を行うことができるか
- 外出中の医師の指示を受けて看護職が注射を行うことはできるか
- 2 検査
- 看護職は生理検査を行うことができるか
- 看護職はレントゲン撮影を行うことができるか
- 看護職はツベルクリン反応の検査・判定ができるか
- 看護職は検査の説明をすることができるか
- 3 診察・助産等
- 看護職は診察前の患者に対して情報収集や説明をすることができるか
- 助産師は妊娠婦に対する内診を行うことができるか
- 分娩における医師・助産師・看護師の役割分担は
- 助産師は助産に付随する業務を医師の指示なしで行うことができるか
- 看護職は慢性疾患の患者に対して療養生活の留意点を説明することができるか
- 看護職は外来患者の診療優先順位を判断することができるか
- 看護職は外泊患者から症状について相談されたときに回答できるか
- 4 その他の施術
- 看護職は麻酔を行うことができるか
- 看護職は歯石除去を行うことができるか
- 5 訪問看護
- 訪問看護において看護職は静脈注射を行うことができるか
- 訪問看護において看護職は脱水を起こしている患者に点滴を行ってよいか
- 訪問看護において看護職は、たんの吸引及び指導を行えるか
- 訪問看護において看護職は薬剤の投与量を調整することができるか
- 訪問看護において看護職は医師から注射に関する口頭で指示を受けてもよいか
- 訪問看護において指示書の期限が過ぎたが指示に変更がない場合、医師に指示書の書き換えを依頼しなくてよいか
- 訪問看護において看護職が麻薬を取り扱うときの留意点は
- 訪問看護において看護職は医師を呼ぶか救急車を要請すべきか判断することができるか
- 訪問看護において看護職は医師の死亡確認前に死後の処置を実施することができるか

第2章

看護業務

第1 看護業務の範囲

- 1 看護業務の定義
- 看護業務が行われる場所は
- 訪問看護における看護業務は

2 療養上の世話

- 「療養上の世話」とは
- 「療養上の世話」と医師の指示との関係は
- 「療養上の世話」と介護との違いは
- 介護職に患者への塗り薬の塗布を依頼する場合の留意点は

3 診療の補助

- 「診療の補助」とは
- 「診療の補助」と医師の指示との関係は
- 医師に容態悪化を報告したが医師が対応しない場合の看護職の対応は

第3章

看護記録

第1 記録義務

- 看護記録とは
- 看護記録の書き方の留意点は
- 看護記録の取扱いに関する看護管理者の責務は
- 訪問看護における記録とは
- 第2 リスク管理
- 看護記録の開示を求められたときの対応は
- 医療事故と看護記録の関係は
- 医療事故が起きた際に看護記録に記載すべき内容は
- 訪問看護の利用者から看護記録の開示を求められた場合の対応は

第4章

看護事故と法的責任

第1 看護職の注意義務と責任

- 1 事故による責任の区分
- 医療事故の際に問題となる法的責任とは
- 民事責任とは
- 民事裁判の流れと対応は
- 刑事责任とは
- 刑事告訴とは
- 刑事事件の捜査手続と対応は
- 刑事事件の起訴手続と対応は
- 刑事事件の訴訟の流れと対応は
- 医療訴訟で問題となった事故報告書の内容は
- チーム医療における看護師の責任は
- 2 看護職の注意義務
- 看護職に求められる注意義務とは
- 「最善の看護」「看護水準」とは
- 看護慣行と注意義務の関係は
- 「看護水準」の果たす役割とは
- 「療養上の世話」における注意義務の具体的な内容は
- 「診療の補助」における注意義務の具体的な内容は
- 「臨時応急の手当」を行う場合の注意義務の具体的な内容は
- 訪問看護における注意義務の具体的な内容は

3 紛争解決・保険等

- 訴訟以外の紛争解決方法は
- 看護職賠償責任保険とは
- 第2 看護事故事例(ケーススタディ)
- 1 療養上の世話
- 転落・転倒の責任は
- 散歩時に患者が転倒したときの責任は
- 誤嚥・誤飲の責任は
- うつぶせ寝による窒息の責任は

- 保護衣で固定したことによる窒息の刑事責任は
- 熱傷の責任は
- 入浴介助時の事故の責任は
- 褥瘡の責任は
- 自殺・自傷の責任は
- 家族が介助しているときに患者が転倒・転落した場合の責任は

2 診療の補助

- 注射による神経損傷事故、与薬による事故の責任は

- 院内の暴力・盗難の責任は
- 精神病院からの無断離院・外泊・外出中の患者が他害事件を起こした場合の責任は

第5章

看護管理等

第1 看護サービス管理

- 看護職員の人員配置基準とは
- 病床回転率とは
- 平均在院日数、病床利用率とは
- 看護必要度とは
- 訪問看護における看護職の人員配置基準は

第2 労務管理(勤務調整等)

- 看護職の働き方とワーク・ライフ・バランスとは
- 看護職の勤務体制の組み方は
- 看護職の労働時間の算定方法は
- 変形労働時間制とは
- フレックスタイム制とは
- 看護職の直勤勤務・夜勤勤務に対する措置は
- 看護職の休憩時間のとり方は
- 看護職の休日のとり方は
- 看護職が緊急時に時間外労働・休日労働を行うときの対応は
- 看護長は管理監督者として扱われるか
- 訪問看護における労働時間は

第3 職場環境管理

- 1 ハラスメント対策
- 院内暴力に対する対策は
- セクシャル・ハラスメントを予防するための対策は
- 誤嚥等が予見される患者の観察が不十分なために発生した事故の責任は
- パワーハラを予防するための対策は

2 就業支援

- 看護職が育児・介護を行うときの支援は
- 妊娠中の時間外労働・休日労働・深夜業は
- 看護職の再就職に関する支援は

3 労働安全衛生

- 雇入れ時や定期の健康診断は
- 業務上のケガに対する補償は
- PTSDを発症したときに労災となるか
- 針刺し事故により感染した場合の対応は
- 看護職から業務過重である旨の訴えがあつたときの対応は

4 その他

- 薬剤・機材等の管理と看護師の関係は
- 情報管理体制における看護師の役割は
- 患者の個人情報の第三者提供の制限は
- 入院書類への記入を患者が拒否したときの対応は

- 訪問看護におけるケアマネジャーへの情報提供は

第6章

看護をめぐる法制度

第1 保健師助産師看護師法

- 保健師助産師看護師法の目的・意義は
- 保健師助産師看護師法の改正の経緯は
- 看護職の受験資格・免許は
- 保健師助産師看護師養成所とは
- 医道審議会とは

第2 看護師等の人材確保の促進に関する法律

- 看護師等の人材確保の促進に関する法律の目的・意義は
- ナースセンターとは
- 外国人看護師の受け入れ制度は

第3 医師法

- 医師法の目的・意義は
- 看護職に関連する医師法の規定は

第4 医療法

- 医療法の目的・意義は
- 医療法における看護職の責務は
- 医療提供施設とは
- 医療安全支援センターとは

第5 その他関連制度

- 1 健康保険
- 健康保険の仕組みと対象者は
- 国民健康保険の仕組みと対象者は
- 高齢者医療制度の仕組みと対象者は
- 診療報酬とは

2 介護保険

- 介護保険の仕組みと対象者は
- 介護報酬とは

3 障害者支援

- 障害者支援の仕組みは

4 衛生

- 保健衛生に関する法律は
- 公衆衛生に関する法律は

資料

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社
〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社
〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社
〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社
〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社
〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社
〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社
〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社
〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社
〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社
〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社
〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.2) 602-1



この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています。